

生徒心得

イター等の危険物の所持は認めない。

[2] 整理・整頓

日常生活における基本的態度について
高校生として、また集団社会の一員として、個人お
よび集団社会の維持と責任ある態度を心がけ、すべて
の人間関係において、協調と適切な礼儀を重んじ、粗
野な言動や暴力は厳にこれをつまねばならない。

[1] 服装・頭髪等

(1) 服装は端正で清潔なものを着用する。

- 男子生徒の服装は、学校指定の学生服にカッターシャツとする。ただし、夏は学校指定のカッターシャツとする。
- 女子生徒の服装は、学校指定の学生服にブラウスとする。ただし、夏は学校指定のブラウスとする。
- 実習、体育には、所定の服装を着用する。
- ソックス・ストッキングは学生らしい常識的なものとする。

(2) 鞄は学生鞄とし、必要に応じた鞄の使用も認め

- (3) 鞄はズック鞄又は車鞄とする。校舎内では所定の上履きを使用する。又、体育館では所定の体育館シューズを使用する。
- (4) 特別な事情により、所定の服装を守れない場合は、学級担任および生徒指導部に届け出る。

- (5) 頭髪は常に清潔にし、ノーマ・染色・脱色・エクステンション・セント等の着色、加工は禁止する。
- (6) 授業中の携帯電話の使用禁止、ピアス等の装飾品や化粧の禁止又は喫煙目的以外であっても、ラ

豊かな公共心をもつて公共物を大切にし、常に環境の整備に心がけねばならない。

- (1) 設備や器物を破損した場合は、学級担任に届け出ること。事情によつては弁償の責任を負わなければならない。

(2) ロッカーの使用については、次のことに留意すること。

- 清潔、整理、整頓を心がける。
- 本来の使用目的をよく考え、不要な物品は入れない。
- 施錠を確実に行う。

(3) 欠席、遅刻、早退、欠課時間を作りし守ることは集団社会における最も基本的な約束ごどであり、正当な理由を伴わない欠席や遅刻、早退が許されないのは当然である。

- (1) 欠席、遅刻の必要が生じた時は、登校指定時刻までに保護者から学級担任に届け出ること。
- (2) 病気等により、1週間以上の欠席をする場合は、医師の診断書の提出を要する。
- (3) 遅刻した場合は、必ず学級担任にその理由を届け出る。ただし、授業開始以後の遅刻は、所定の場所にて遅刻票（入室許可証）を受け取り、教室で教科担任に手渡すこと。
- (4) 放課後までは許可なく校外に出ないこと。外出、公欠、早退等の必要がある場合は、学級担任および生徒指導部（公欠の場合は教務部）へ届け出て許可を得ること。

(5) 親族死亡による忌引き日数は次の通りとする。
但し、遠隔地の場合はこの日数に旅行日を加算するものとする。

父母(1親等)……………5日

祖父母(2親等)・兄弟姉妹……3日

曾祖父母・伯叔父母(3親等)…1日

(6) 実習、体育等を見学する場合は、前もって教科担任に届け出ること。

(4) 規律

(1) 禁止区域へは立ち入らない。屋上へは指示のある場合のほかは出でてはならない。

(2) 機械器具の無断使用や無断持ち出しをしてはならない。

(3) 授業の開始、終了時には、起立の上誠意あるれを交わす。

(4) 考査の際は出席番号順に着席し、教科書、ノート等は、指示された場所に置く。携帯電話の持ち込みや不正行為は絶対にしてはならない。

(5) 所持品には可能な限り記名する。紛失、拾得はただちに生徒指導部へ届け出る。

(6) 金銭や物品の貸借はみだりにしない。

(7) 登校日以外の登校については、関係教職員に届け出、その指示に従うこと。

(8) スポーツ振興センター掛金および学校諸費は、定められた日までに納入すること。

(9) 次の事項については、生徒指導部の承認を得ること。

- ①掲示、放送、ビラの貼付・散布・配布等。
- ②新聞、雑誌の発行。

(3) 集会。
④募金、物品の販売。

⑤対外試合、他校会合への出席。

⑥外来者との面接等。

[5] 通学、校外生活

(1) 社会人として、公衆道徳、その他必要な秩序はこれを尊重し、他人に迷惑を及ぼすようなことがあつてはならない。

(2) 高校生として不適切と思われる場所へは出入りしないこと。

(3) 交通安全に留意し、無免許運転、自転車の2人乗り等、法令で禁じられた行為はしないこと。

[6] 自転車通学について

自転車通学は、学校の許可を得た者に限る。なお、許可された者は、以下の事項を必ず守ること。

(1) 交通安全に留意し、法令で禁じられた行為は厳につつしむこと。

(2) 自転車登録票を提出し、指定のステッカーをテープ付近の泥よけに貼ること。

(3) 自転車は所定の場所の白線内にとめおき、確実に施錠すること。

(4) ステッカーの紛失、破損の場合は生徒指導部に申し出で、再交付を受けること。

(5) 登録自転車が替わった場合は、自転車登録票を更新すること。

(6) パンク等で、やむを得ずステッカーの貼つていがない自転車で登校したときは、登校指定時刻までに、生徒指導部に届けること。

(7) 2人乗りを禁止するために保護具(ステップ、

③集会。

④募金、物品の販売。

⑤対外試合、他校会合への出席。

⑥外来者との面接等。

[5] 通学、校外生活

(1) 社会人として、公衆道徳、その他必要な秩序はこれを尊重し、他人に迷惑を及ぼすようなことがあつてはならない。

(2) 高校生として不適切と思われる場所へは出入りしないこと。

(3) 交通安全に留意し、無免許運転、自転車の2人乗り等、法令で禁じられた行為はしないこと。

[6] 自転車通学について

自転車通学は、学校の許可を得た者に限る。なお、許可された者は、以下の事項を必ず守ること。

(1) 交通安全に留意し、法令で禁じられた行為は厳につつしむこと。

(2) 自転車登録票を提出し、指定のステッカーをテープ付近の泥よけに貼ること。

(3) 自転車は所定の場所の白線内にとめおき、確実に施錠すること。

(4) ステッカーの紛失、破損の場合は生徒指導部に申し出で、再交付を受けること。

(5) 登録自転車が替わった場合は、自転車登録票を更新すること。

(6) パンク等で、やむを得ずステッカーの貼つていがない自転車で登校したときは、登校指定時刻までに、生徒指導部に届けること。

(7) 2人乗りを禁止するために保護具(ステップ、

[7] 単車等の指導について

「届」を学級担任に提出すること。

交通事故件数は年々増加し、高校生に関係する痛ましい単車事故も多発しております。中には、生命は取りとめたものの、通学等に支障を來した者、加害者として多額の治療費や慰謝料等の支払いといった経済的負担で、学校生活を続けることが困難になつたことがあります。この状況をふまえ、本校では、生命を守り、他人に迷惑をかけない観点から、反社会的「暴走族」問題や死亡事故等が起きない様、学校PTAが協力して、次の様な単車等の指導を推し進めています。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、下記項目をご理解の上ご協力を賜り、ご家庭でのご指導をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 単車等の運転免許取得は禁止する。

ただし、家庭の事情等でやむなく取得する必要が生じた場合は、事前に保護者、学級担任および生徒指導部で十分に相談し、許可するものとする。

2. 単車の同乗は絶対にしないこと。
単車同乗事故も激増しています。真に必要なときは例外は決して同乗しないようご指導下さい。

[8] アルバイト

アルバイトは原則として認めない。ただし、家庭の事情等でやむを得ず行う場合は、事前に保護者、学級担任および生徒指導部で十分に相談の上許可するものとし、許可された場合は所定の「アルバイト

[9] 呼集

(1) 呼集のあつた場合は、すみやかに指定の場所へ集合すること。

(2) 災害発生時は、サイレンの断続吹鳴および緊急放送により連絡する。その場合、あらかじめ組織された防災計画に従い、それぞれの持ち場、分担に従つてすみやかに行動すること。

[10] 保健・衛生

- (1) 規則正しい生活で、常に健全なる身体を保持するよう心がける。特に頭髪は別に定められた規則を守り、高校生らしくすること。
- (2) 身体、衣服は清潔にすること。
- (3) 本人又は本人の身辺に感染症や食中毒が発生した場合は、すみやかに届け出ること。
- (4) 校内で身体に異常が生じた場合は、すみやかに申し出、休養・手当等の処置を受けること。

[11] 安全、災害予防

- (1) 校内における災害は、各自の注意により未然に防止するよう努力する。特に、実習・実験等危険を伴う作業については、細心の注意を払うこと。
- (2) 火気・電気等の取り扱いについても前項に準じる。

[12] 非常災時および交通機関の運行に支障が予想される場合の措置

(1) 警報が発令された場合

- ① 暴風警報が発令された場合

前夜からのニュース等に注意し、午前7時以降現在で、暴風警報が発令されている場合は、

自宅待機とし、解除次第登校すること。(午前7時までに暴風警報が解除されている場合は、
平常授業を行う)

午前8時までに暴風警報が解除されている場合は、9時30分から短縮授業を行う。場合に応じて適
縮授業の形態については、場合に応じて適宜決定する。

午前9時までに暴風警報が解除されている場合は、10時30分から短縮授業を行う。短
縮授業の形態については、場合に応じて適宜決定する。

午前10時までに暴風警報が解除されている場合は、11時30分から短縮授業を行う。短
縮授業の形態については、場合に応じて適宜決定する。

午前10時現在で暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とする。

大雨や洪水等に関する警報発令の場合

原則として平常始業とする。

- (2) 公共交通機関の全線が運転を停止している場合
原則として、上記(1)の①と同様とする。
なお、当日登校できなかつた生徒については、「出席停
止等」の扱いとする。